

広島県告示第二百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定によつて、次のとおり保安林を指定する。

平成二十三年三月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林の所在場所

尾道市瀬戸田町林字柱谷四〇、四二、四三、字小米山九五から一一二まで、字大米山一五〇、一五二から一六一まで、字来子迫一六八の一、一七五、一七六、一七七の一、一七七の二、一七八から一八三まで、一八四の一（次の図に示す部分に限る。）、字経迫一九六から一九九まで、二〇二から二〇四まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産局農林整備部森林保全課及び尾道市役所に備え置いて縦覧に供する。）